行に協力しなければならないと考へるのであります。

随ひまして

付きましては吾々有ゆる人力の限りを尽しまして是が円滑なる遂

は人力を以て如何ともすべからざる問題でございますが他の点に

しまして兹に御示し甲上げましたやうな食糧増産並に節米運動実

政府の指示に依つて県の主管各課と翼賛会の支部と色々協議を致

県支部指示事項

- 戦時食糧増産並節米運動実施方策ニ関スル 件
- (寺島健君) 昭和十六年度国民貯蓄奨励ニ関スル件 右の指示事項に付きまして上意下達の為め支部

役員たる参与の県振興課長に御説明願ひます。

〇議長

〇桝本参与 態にあるのであります。随ひまして吾々は全力を尽しまして其の 考へて見ますと昨年度に比較致しまして決して楽観を許さない状 す印刷物に依りまして其の要点だけを御説明申上げたいと思ひま 食糧確保の問題でどざいます。然るに本年度の米穀の需給状況を 戦時食糧増産並節米運動実施方策は御手許に配付してありま 現下我が国に於ける重大な問題は此の戦時下に於ける国民の 私から便宜二つの事項に付きまして御説明を申上げま

あります。 需給の円滑なる運営に協力をしなければならぬと考へて居る訳で 特に増産の問題に付きましては其の要素である天候是

施方策を設定致した訳であります。

で各部落会町内会或は各種工場学校等の諸団体の奮起に依りまし に実施を致して居るのでありますが尚ほ相当の余裕もありますの に於きましては相当の面積があるやらでありまして其の一部は既 産を期して居る訳であります。 から開墾並に耕地改良次の第四桑園の整理是等に依って食糧の増 題でどざいます。之に付きましては空閑地並に荒蕪地の活用それ それに依つて増産を図ることになつて居ります。第二は土地の問 改善で耕種の改善に関する基準並に施肥基準等を設定致しまして と致しましては第一は技術方面の改善でどざいます。即ち耕種の 確保を期することに相成つて居る訳であります。そこで其の方法 であります。さらして之を各町村に割当を致し各町村毎に又其の そとで第一に本県下に於ける食糧農作物の目標を決定致しまして て一坪の土地も残さずに食量の増産に振向けて行くと云ふことで 一頁の表にどざいますやらに此の数量を確保することを期した訳 空閑地並に荒蕪地の活用は本県下

の表に示してあるやうな助成の下に出来るだけ甘藷或は馬鈴薯其 桑園整理等に付きましては農林省の助成等の方針に基きまして此 色々奨励助成を致して居る訳であります。 尚ほ開墾並に耕地改良

の他食糧となる農産物の増産に振向けることに相成つて居るので

あります。

第五に労力の増強の問題であります。

労力の不足は

今更茲で甲上げるまでもないのでございまして之に付きましては

問題は三十日だけは学業を廃して余分に其の労力を勤労の方面に 二十箇町村を指定致しましてそれぐ~共同託児所或は共同炊事或 りまして之に付きましては学校方面と農会其の他各市町村方面と 振向けてもそれは授業をしたものと看做すと云ふやうになつて居 其の計画を致して居る訳であります。 特に詳細なる御指示がありました。 生徒児童の農業動員に付きましては文部省農林省の御協議の下に でも労力の増強を期したいと考へて居るのでありますが特に学生 業動員又工鉱業労務者帰農動員でどざいます。 居る次第であります。次は女子の農業動員並に学生生徒児童の農 は勤労奉仕等の諸施設を包含致しまする共同作業の徹底を期して 百五十の農事実行組合を指定致すと共に労力調整指定町村として ます。どうしても自給自足の計画を徹底しなければならないと考 勢に於きましては之を十分に期待することは出来ないのでござい 相当他府県からも労力を移入して居つたのでありますが現下の情 に於ける共同作業の徹底でどざいます。之に付きましては県下四 、るのであります。そとで其の合理化の第一と致しまして農繁期 之に依りまして各関係方面で 尚ほ本年度特に注目すべき 是等に依つて幾分

は電力其の他資源の関係から致しまして此の増産を期待することは電力其の他資源の関係から致しまして此の増産を期待することは電力其の他資源の関係から致しまして出来和産業を主として二週連絡の下に既に御実施に相成つて居るのであります。尚ほ此の外労力のたれる人計画が進められて居るのであります。尚ほ此の外労力のに率増進の為に共同託児所並に共同炊事の奨励を致して居る訳で能率増進の為に共同託児所並に共同炊事の奨励を致して居る訳で能率増進の為に共同託児所並に相成つて居るやうな状態でございます。連絡の下に既に御実施に相成つて居るやうな状態でございます。

ならないと考へるのでありまして実際に今県下にも実施をされてやうに塵芥を区別して其の厨芥は家畜の飼料特に豚の飼料と致した計算致しますと豚百万頭堆肥七百万貫の増産は優に出来るであた計算致しますと豚百万頭堆肥七百万貫の増産は優に出来るであたがと云ふ風に言はれて居るのであります。是は特に農村の青年のりと云ふ風に言はれて居るのであります。とに依りまして厨芥雑芥と云ふまして特に都市家庭婦人の職域奉公と致しまして厨芥雑芥と云ふまして特に都市家庭婦人の職域奉公と致しまして厨芥雑芥と云ふまして失い。

斯う云ふ風に致して居ります。其の次は都市方面の御協力に依りは木灰の蒐集に依りまして加里肥料を幾分でも補足さして行から依らなければならないのでございます。そこで第一と致しましては非常に望みが薄いのでございまして是は極力自給肥料の増産に

次に昭和十六年度の国民貯蓄奨励方策でございます。

是も印刷物

致しまして是も堆肥の増産に協力致すことゝ相成つて居ります。 次に其の一面と致しまして節米の問題でございます。是は米を有 以上は大体の要綱でどざいまして是が為には県の経済部農産課に 訳でどざいます。此の方策の大体の要綱は以上の通りでございま は婦人団体の活動に依りまして少くとも全国に於て百万石以上の は部落会町内会は常会に於て是が徹底を期する或は学校を通じ或 炊粥食の励行共同炊事栄養食の普及さう云ふ方面に付きまして或 致しましては代用食混食の励行或は間食の廃止完全咀嚼の励行雑 難く思ふと云ふことが勿論第一でございますが其の実施の方法と めて居るのであります。是が大体増産方面の要領でどざいます。 に以上のやうな要綱の趣旨徹底並に指導率先垂範と云ふことに努 を経て来ました農業報国推進隊の設置等に依りまして各方面の下 と致しまする食糧増産実行共励委員或は内原の訓練所に於て訓練 本部のあります食糧農産物指導班或は農村に於ける篤農家を中心 指導と御協力を御願ひする次第でございます。 すが詳細は此の印刷物に依りまして御了知を願ひまして十分の御 節米の徹底を期すると云ふ意気込でそれぐ〜御協力を願つて居る

居るのでどざいます。それから下水泥土の肥料化並に草刈を奨励

す。 要する国民貯蓄の目標額としては百三十五億円と相成つて居る訳 拡充資金と致しまして六十億円を要するので随て一年間に増加 於きまして政府は国債消化の資金と致しまして七十五億円生産力 がありますので極く概要だけを申上げたいと思ひます。 色々の事情はございまするが本年は全力を尽して目標を達成する 額と云ふことは洵に面目ない次第であります。之に付きましては 宜いではないかと云ふやうな話もあつた位でありますが本県の実 のであります。そこで大蔵省の方ではもう少し目標額を減したら にお恥しい話でありますが其の八億の約半数位しか達して居ない であります。それで本県の割当は八億円と決定を見たのでありま 力から申しましても又国民貯蓄奨励方策から申しましても是が減 やらに考へて居るのであります。それで三月には国民貯蓄達成委 併しながら昨年即ち十五年度の実績はどうかと申しますと洵 本年度に

あります。 願ひします国民貯蓄達成実行委員を数千名御委嘱致し各方面の御 国民貯蓄奨励方針の要点を申上げますと第一は国民貯蓄組合の拡 協力を願ひますと共に具体的方策を決定することに相成つたので

員会を組織致しますと共に各職場に於て又各地域に於て御世話

充強化でどざいます。是は本年三月に国民貯蓄組合法と云ふ法律

税或は其の指導方面に付きまして特に御考慮が払はれて居る訳で

が出まして近く是が実施に相成ることになつて居ります。

是は免

機関の積極的な活動を促すことに相成つて居ります。それら~各 までもないと思ひます。第五が金融機関の活動強化で今度は金融 替等でどざいます。 便切手貯金の復活等に依りまして相当の効果を挙げられるのであ 其の他の能力に応じまして精一パイの御奉公をして戴くと云ふ所 す。 於て詳細に書いてありますが特に天引貯金を考慮致して居るので ります。 力の吸収でどざいますが之に付きましては小額債券の発行或は郵 まで進んで戴きたいと考へて居るのであります。 やうに洵に申訳的の貯蓄でございましたが今回は各人の収入資産 考へて居るのであります。 民一人残らず此の組合を通じて貯蓄をするやうに御願ひしたいと 共にまだ組合の出来て居ない所には其の設立を要望致しまして県 ありまして之を中心と致しまして貯蓄の増加を期さらと云ふこと に相成つて居ります。今までの組合の成績に再検討を加へますと 今までの実績を見ますと或は五十銭均一或は一円均一と云ふ 其の他考へなければならないことは販売代金等の預金振 第四は勤労の強化と貯蓄の励行で是は御説明申上げる 此の方面に付きましては実施の方策を細目に 第二は貯蓄標準の適正化でございま 第三は浮動購買

げました外に国民貯蓄の性質と致しまして長期の貯蓄でなければ 締を励行することに相成つて居ります。大体以上のやらな要点を 同時に本県に於て特に考へなければならない問題は本県に在りま 為には源泉に於て貯蓄させると云ふことが特に必要でございます は各種団体部落会町内会さう云つた各方面毎に細目を決定致しま でありますが今申上げましたのはほんの抽象的のことでござい 此の方面に付きましては苟くも斯かる言動をなす者は徹底的に取 とゝし之に付ても相当積極的な御活動を御願ひすると云ふことに 策に御協力を願ふと云ふ意味から本県の金融機関を御利用願ふこ されると云ふこともあります。是は出来るだけ県の貯蓄奨励の方 す会社工場の中で東京方面に本店がございますと東京の方に預金 るやうな具体的方法を講じて戴くことになつて居ります。それと 金融機関毎に責任額を持つて戴きますと共に預金者に便宜を与へ ならぬと云ふことは勿論でございますし尚ほ是が徹底を期します して是が強力なる遂行を御願ひして居るのでどざいます。今申上 心構へと致しまして今度奨励を致して行くことに相成つて居るの なつて居ります。 別の印刷物にございますやうに各官公署学校工場会社商店或 第六が貯蓄に対する障碍の除去でございますが

ので此の方面に付きましては細目の中に特に天引貯蓄と云ふ特別

も御指導御協力の程を切に御願ひ申上げる次第でございます。達成を期して居るのでございますのでどうぞ此の点に付きましての方法を講じて居る訳でございます。之に依りまして八億の目標

況に於きまして最も緊要なことゝ存じます。お互に御指示の事項○議長(寺島健君)只今御指示になりました二つの事項は現下の状

(大政翼賛会神奈川県支部「第一回協力会議議事録」(昭和十六年)伊勢原市の徹底的完遂の為に御協力を御願ひ致したいと存じます。

〔注〕別冊省略。

咒 興亜奉行日新方策実施要綱

昭和十六年一月二十七日

十六振第四六号

大政翼賛会神奈川県支部理事総務部長

各警察署長殿

各市町村長殿

興亜奉公日新方策実施ニ関スル件

施ニ当リテハ大政翼賛会県支部ニ於テ追テ具体的強化徹底方策ノ決興亜奉公日新方策実施要綱左記ノ通決定相成候ニ付テハ本運動ノ実

定有之へクト被存候モ重点主義タル

「勤労ト増産」

ノ趣旨ニ鑑ミ時

以テ大政翼賛ノ誠ヲ効ス様致サレ度尚運動ノ実践ニ関シテハ特ニ部新ヲ加へ一ニ実践ニ依リ積極的努力ヲ傾注シ一段ノ強化徹底ヲ期シ地方ノ実情ニ即シ時宜季節ニ応シ自粛自省従来ノ運動ニ断乎タル刷局下重心トナルへキ諸種運動ノ強力ナル実践展開ニ意ヲ用ヒ夫々ノ

カ実践強化ニ努メラレ度此段及依頼候落会町内会其ノ他常会ノ申合ニ依リ有効適切ナル方策ヲ決定ノ上之

ノ上然ル可ク御配慮相成度申添候充分ニ御手配相煩度因ニ右実践事項トシテハ末尾記載参考例参照追テ貴管下ニ於ケル本運動ノ周知徹底実践強化ニ付テハ貴職ヨリ

2

興亜奉公日新方策実施要綱

一趣旨

所期ノ目的ヲ達成セントス

所期ノ目的ヲ達成セントス

所期ノ目的ヲ達成セントス

所期ノ目的ヲ達成セントス

所期ノ目的ヲ達成セントス

実践事項

興亜奉公日ニ於ケル国民ノ実践ハ重点主義トシテ「勤労ト増産」

考慮ニ加へ反省ト実践ノ精神ヲ籠メテ積極的努力ヲ傾注スルコ .日タラシムルト共ニ其ノ季節地方ノ実情並ニ時局下ノ運動ヲ

> Ŧi. 四 節米ノ強化励行 貯蓄ノ強化励行

銃後援護ノ強化

Ξ

心身ノ鍛錬

趣旨ニ副フ

七 六

其ノ他成ル可ク奉公日ニ於ケル休日ヲ廃シ「勤労ト増産」ノ

(「大政翼賛」(昭和十五—十八年)伊勢原市役所蔵)

神奈川県農山漁村経済更生整備計画樹立

픙

(口)

官公署ノ方第

テ之カ実践強化ヲ図ルコト

興亜奉公日ノ真義徹底ニ努メ特ニ部落会町内会等ノ常会ニ於

官公署ハ率先垂範ノ実ヲ挙クルコト

会社工場銀行商店等ノ方策

(イ)

一般ノ方第

実施方策

十六農政第二一二八号

昭和十六年五月十九日

仙石原村長殿

各々実行ノ申合ヲ為シ実情ニ即シテ奉公日ノ実践ヲ期スルコ

農山漁村経済更生計画ノ整備ニ関スル件

機トスル戦時経済体制ニ即応シ農山漁村ヲシテ克ク経済更生ノ実ヲ リ候処輓近我国ニ於ケル産業経済其ノ他諸般ノ情勢殊ニ今事変ヲ契 農山漁村経済更生計画ノ樹立実行ハ昭和七年以来九ケ年ヲ経過シ来

実施事項参考例

共同訓練ノ実施 空閑地ノ利用開発 (二)

学校各種団体ノ方策

夫々興亜奉公日ノ趣旨徹底ニ努メ之カ実践ヲ強化スルコト

挙ゲ以テ其ノ課セラレタル使命ノ遂行ニ遺憾ナカラシムルコトト共 ニ国力ノ源泉タル農山漁村ノ基礎ヲ確立培養シ以テ長期建設ノ国策

214

経済部長

遂行ヲ完カラシムル必要有之嚮ニ中央ノ農林計画委員会ニ於テ農林 大臣ノ諮問ニ対シ慎重審議ノ結果答申セラレタルモノニ 基 丰 別

生計画樹立要綱」ニ依ルノ外方針ニ則ラシメ以テ長期建設下ノ新事(吡啶) 行フト共ニ今後樹立スベキ町村ニ対シテハ従来ノ「農山漁村経済更 「農山漁村経済更生整備計画樹立要綱」ヲ決定致候ニ付テハ既ニ計画 態ニ対処スベキ農山漁村経済更生計画ノ整備ニ付配意相成度依命此 ノ樹立ヲ了シタル町村ニ対シテハ右方針ニ基キ速ニ之ガ増補改訂ヲ

コ

١

組織ノ整備

国力ノ源泉タル農山漁村ノ基礎ヲ確立培養スルコトヲ主眼トス

ル

(-)業組合トノ一体的活動ノ実現ヲ期スルコ 実行基礎団体タル実行組合ノ整備強化ヲ図リ之レト農会及産

農会ノ経費及事業ヲ検討シテ機能ノ拡充強化ヲ図ルコト 産業組合ノ農家全戸加入出資ノ増加貯金ノ奨励販売購買利用

、各事業ノ拡充強化ヲ図ルコト

(三)

段及通牒候也

(別冊)

「昭和十六年三月(表紙)

農山漁村経済更生整備計画樹立要綱

神奈川県経済部

特ニ産業組合不振ノ町村ニ在リテハ此際根本的ニ之レガ立直シ

農会技術員ト産業組合職員トヲ相互ニ嘱託トシテ兼務セシム ヲ計画シ将来ノ安定ヲ図ルコト

(四) 等ノ方法ヲ講ジ両者ノ緊密ヲ図ルコト 経済更生委員会ノ委員及各部ノ分担ハ必要ニ応ジ之ヲ改組シ

之レガ整備強化ヲ図ルコト特ニ実行組合長ハ必ズ経済更生委員 ニ加フルコト

統制部 経済更生委員会ノ部及其分担事項ハ次ノ通リトスルコ 計画ノ樹立及各部ノ統制督励ニ関スル事項

教育部 重要農林水産物ノ増産農業経営ノ改善肥料農具其他資 精神作興ニ関スル事項

生産部

経済更生計画ノ樹立実行ハ宮ニ農山漁村又ハ農山漁家各個ノ経済 .建直シヲ図リ其ノ収支ノ均衡ヲ期スルニ止マラズ進ンデ東亜建

整備ノ要旨

農山漁村経済更生計画整備方針

其 設ノ新経済体制ニ即応シ農業報国ノ精神ヲ昻揚シ農山漁村ヲシテ ノ課セラレタル各般ノ任務ヲ完全ニ遂行スルト共ニ更ニ進ンデ

(五)

其

ノ機能ヲ発揮セシムルコ

材ノ配給労力ノ需給調整等ニ関スル事項

経済部 販売購買金融土地等ニ関スル事項

社会部 生活刷新社会事業銃後援護施設等ニ関スル事項

町村内ノ各種機関及団体ハ経済更生委員会ノ統制指導ノ下ニ

(六) 部落常会ノ励行ヲ期スルコト

土地利用計画

(-)ル農村人口ノ保有並ニ農家生活ノ安定其ノ他ノ事情ヲ考慮シ慎 農地ノ工場地又ハ住宅地等ヘノ利用変更ニ付テハ将来ニ於ケ

重ニ処置スルノ方法ヲ講ズルコト

(三) (=)化ヲ実行スルコト 中堅農家ノ増強ヲ図ル為極力自作農ノ創設維持ニ努ムルコト 農地委員会ト協力シテ小作関係ヲ再検討シ特ニ小作料ノ適正

(四) 耕地ノ交換分ヲ励行シ作業能率ノ増進ト生産ノ増加ヲ図ルコ

(<u>Fi</u>) 開田開畑暗渠排水客土床締等ノ耕地拡張改良事業ノ促進ヲ期

F

(六) ス ルコト

農道林道溜池用排水路等ノ新設又ハ改修ノ促進ヲ期スルコト

(H)

空閑地ノ利用徹底ヲ期スルコト

JŲ 労力調整計画

(-)整ノ徹底畜力利用等ニ依リ可及的其ノ町村内ニ於テ労力ノ自給 根幹トシテ作業ノ繰上ゲ繰延べ整地作業ノ省略改良農具利用調 、基礎調査ヲ行ヒ之レニ基キ不足労力ハ共同作業ノ普及徹底ヲ 労力ノ調整ニ就テハ部落ヲ単位トシ農繁期ニ於ケル労力需給

ヲ為スコト 部落毎ニ勤労奉仕班ヲ設ケ応召軍人遺家族ノ勤労奉仕ヲ行

ヲナス計画ヲ立テ尚不足スル労力ハ他ヨリ集団移動労力ノ請入

レ計画ヲ為シ又余剰労力ハ他へ集団移動労力トシテ供出

ノ計

(二)

(三) 町村農会ニ於テ之レガ連絡督励ヲ行フコト

(四) 利用農繁期托児所共同炊事等ヲ計画 部落ノ必要ニ応ジ改良農具ノ共同設備既存改良農具ノ合理的 必要ニ応ジ学校生徒児童ノ勤労奉仕ヲ計画ス セシムルコ ル コ

(五) 協定賃金ノ実施ヲ励行スル コ

(六)

画ニ基キ農業生産ニ必要ナル労力ノ確保ニ留意シ両者ノ間 軍需産業等ニ要スル労務者ノ送出ニ付テハ各部落ノ労力調整

於ケル調整ヲ図ルコト

五. (-)重要農林水産物増産計 国ノ増産計画ニ基キ県ヨリ割当ラレタル米麦甘藷馬鈴薯等重 画

义

ルコ

別 要農産物ノ増産ニ関シテハ之レヲ各部落ニ割当テ之等ノ栽培反 ノ確保及耕種改善基準農地開発計画等ヲ決定シ極力増産ノ遂

行ヲ図ルコ

増産目標ハ充分当業者ニ認識セシムルコ

(二) 繭及其ノ町村ノ特産物ニ関シテハ他ノ作物又ハ作業トノ関係ヲ 『慮シ増産目標ヲ定メテ計画的ニ之レガ実現ヲ図ルコト 其ノ他特ニ奨励セラレツ、アル南瓜蕎麦大小豆苧麻牛豚鶏兎

(三)

山村ニ於ケル木材木炭ソノ他林産物ノ計画的増産ノ遂行ヲ期

ス

(四) 林産物ノ増産ニ努ムルコ コト尚土地利用ノ集約化ヲ図リ力メテ時局ニ於テ需要セラル、 (ルコトヲ中核トナス生産計画ヲ樹立シ之レガ実行ヲ確保スル 森林組合ヲ整備強化シ森林トシテ経営スベキ土地ニ付テハ施

業案ヲ確立シ森林資源ノ保護培養ヲ期シ施業ニ必要ナル資金 借入村内森林所有者ノ維持創設ヲ図ルコト

(五) コ ŀ 林道網 ノ普及整備ニ努メ林産資源ノ経済的利用開発ヲ期スル

(六) 漁業ノ協同経営漁業用資材ノ合理的使用漁業組合ノ整備強化ヲ 漁村ニアリテハ沿岸漁業資源ノ維持培養沿岸漁場ノ整備調整

> (七) ケル青少年及婦人ノ教育ニ努メ農民精神ノ陶冶ヲ図ルコト 村資源ノ維持培養ニヨリ漁家ノ安定向上ヲ図ルコト尚漁村ニ於 漁村ニ於ケル農耕地ノ設置ヲ計リ食糧自給ニ努ムルト共ニ漁

六 肥料ノ消費調整

(−) 期ノ肥料割当ヲ受ケタル場合ハ上記資料ニ基キ公正ニ農事実行 別ヲ調査シ肥料ノ需要量ヲ明ニシ毎年一―七月及八―十二月両 肥料配給計画ヲ樹立スル為メ市町村ニアリテハ作物別作付反

組合若クハ部落ニ割当量ヲ決定スルコト

之レガ不足ヲ補フ為メ緑肥栽培堆厩肥ノ改良増産灰ノ蒐集屎尿 シメ施肥ノ合理化ヲ図ルコ ト共ニ配給肥料ニ対シテハ共同設備ヲ利用シ合理的配合ヲ行 ノ利用等極力自給肥料ノ増産利用ニ努メ地力ノ維持増進ヲ図 配給肥料ノミニテハ作物別需要量ニ充タザル場合多キヲ以テ

七 飼料其ノ他資材配給計画

代用品ノ活用等ヲ促進シソノ最大ノ効果ヲ発揮スルニ努ムルコト 調査シ配給ノ円滑適正ヲ期スルト共ニ既設農用資材ノ合理的使用 飼料農具其ノ他必需物資ノ配給ニ関シテハ毎月町村内必要数量ヲ

八 部落団体ノ整備統制

部落ニ現存スル産業経済ノ各種団体ヲシテ部落会トノ連絡調整ヲ

整備強化シ之レヲ基礎トシテ町村計画ノ完全ナル消化運営ヲ図 計リ且ツ生産集荷配給並消費等ニツキ最適単位組織タラシムル様

、メ部落計画ヲ樹立シ実行ノ確保ヲ期スルコト

九 農家経済安定計画

成果土地資源開発ノ状況農家所得ノ状況等各般ノ基礎的事項ニ渉 キ農業労力ノ状況農業生産手段ノ状況農作業改善状況農業経営 農村ニ於ケル土地其ノ他ノ資源ト包容戸数ノ適正ナル均衡ヲ期シ 毎ニ特ニ農業組織ニ重キヲ置キ調査地区ヲ決定シ地区内各戸ニツ 農家経済ヲ安定セシムル為自然的経済的諸条件ヲ等シクスル地域 >調査シ安定農家適正規模ノ標準ヲ定メ中堅農家ノ土地細分ヲ防

ŀ

子弟ノ教育ニ特別ノ指導ヲ加へ以テ中堅農家ノ維持安定ヲ図ルコ 止シ且ツ学校其ノ他ノ関係機関ノ協力ヲ得中堅農家ノ相続者タル

IJ

0

満洲開拓民ノ送出計

(--) 三男ニ対スル青少年移民ノ送出計画ヲ立テルコ 適当トスルカ又ハ其可能性アル農村ニ於テハ分村計画又ハニ 町村内ニ於ケル資源ト包容戸数トヲ考慮シ満洲開拓民ノ送出

(三)

(=)処分負債ノ償還方法ノ決定移住者残留家族ノ援護等ノ指導ヲ講 右ノ場合ニ於ケル移住民ノ土地及其ノ他 ノ財産負債 ノ管理及

ズルコト

社会改善計

(=) (-)改善出稼帰郷者ノ健康診断乳幼児ノ保健養護寄生虫ノ駆除並予 底ヲ計リ我国独特ノ家族制度ノ美風ノ顕揚ニ努ムルコト 等生活用式ノ全面的刷新ヲ一層強化徹底スルコト就中冠婚葬祭 ニ於ケル永年ニ亘ル虚栄的形式的陋習ヲ排シ贅沢全廃運動ノ徹 農村体位向上ヲ計ルタメ農村主婦ノ衛生知識涵養住宅台所ノ 高度国防国家建設ノ国策ニ協力シ節米消費ノ節約物資ノ愛用

貯蓄ノ奨励負債ノ整理

防等ノ施設ヲ講ズルコト

特ニ農林水産物価ノ騰貴及賃金収入ニ依リ収入ノ増加シタル者 ニ就テハ特別ノ貯蓄ヲ為サシムル様計画ヲ樹立スルコ 国民貯蓄奨励ノ方針ニ対応シ各種ノ貯蓄ヲ一層励行スル コト

債ニ振向ケルコト 公債ノ消化ヲ円滑ナラシムルタメ産業組合ノ貯金ハ可及的公

(=)

ハ勿論一層負債整理組合ノ活動ヲ図ルコト

時局ノ為増加セル収入ハ出来得ル限リ負債整理ニ充当セシム

Ξ 銃後援護施設 ノ徹底

応召農家ノ生活ノ安定ヲ期シ後顧ノ憂ナカラシムル為応召農家へ

済更生計画整備ノ実施方針

計

ルコト

7

既

計画生産肥料資材等ノ配給計画及労力調整計画等ニ対応シ増補

三樹立サレタル実行中ノ経済更生計画ノ内容ヲ国ノ要求ニ基

生業援護傷痍軍人並ニ遺家族ノ保護其 、勤労奉仕耕地ノ共同管理負債ノ整理自作農地創設召集解除者 ノ他軍事扶助並優遇方法

徹底ヲ期スル等各般ノ軍事援護施設ノ活用ヲ図ルコト

(-)練ニ俟タザルベカラズ之レガ為メニハ従来奨励シ来ル精神綱領 以上各般ノ計画ノ目的達成ハーツニ町村民ノ精神作興団体訓

74

精神ノ作興

(二) 神 、外特ニ自我功利ノ念ヲ排除シ公益ヲ重ンジ国策ニ順応スル精 部落常会ノ励行共同収益地ノ設置等ニヨリ精神的結合ヲ一層 ノ昻揚ヲ図ルコト

鞏固ナラシムルコト

(三) 年 ル コト - ヲ選ンデ講習会農民道場等ニ出席セシムル様助成計画ヲ立ツ 農家中堅青年ノ養成特ニ相続人ノ職業指導上ニ留意シ中堅青

(24) 特ニ農村婦人ノ教養訓練ニカヲ致シ各種婦人団体ノ連絡統制

改訂スルコト

共同施設ノ整備並ニ部落内ノ産業経済団体ノ整備等ニヨリ一層農 更ニ此際農家ノ経営規模ノ適正化ヲ図リ地方ノ維持土地水面

山漁村ノ基礎ヲ積極的ニ確立スルコト

三 本整備方針ハ既ニ指定セル町村ノ経済更生計画ノ増補改訂ニ関

村経済更生計画樹立要綱ト共ニ経済更生計画樹立実行上ノ方針 スル方針タルノミナラズ今後指定スル町村ニ付テハ従来ノ農山漁

ラシムルコト

四 ヲナサシムルノ方針ノ下ニ県ニ於テ指定スルコト 既ニ指定セル町村ヲ原則トシテニケ年間ニ亘リ計画 ノ増補改訂

方「ブロツク」 町村指定ノ順位ハ生産達成上必要ナル町村ヨリ順次之ヲナシ地 的ニ一地方ノ町村ヲ全部指定シ順次他ノ地方ニ及

Ŧi.

ボスコト

六 件ヲ同ジクスル近隣数ケ町村又ハ郡単位等ニテ整備地区ヲ決定シ ルヲ適当トスルヲ以テ整備町村選定ニ当リテハ自然的経済的諸条 整備計画ハ産業生活等ノ状況ニ付考究シ地域的総合的ニ実施ス 的ニ全地域内ノ町村ヲシ テ整備方針ニ基ク計画樹立

町村タラシムルコ

「ブロツク」

七 整備計画樹立ニ当リテハ其ノ地域並町村ノ特異性ヲ活スニ努ム

画

ル

ハ勿論ナルモ国及県ノ計画トノ総合性ニ付遺憾ナキヲ期スルコ

域 整備計 |整備計画ノ大綱ヲ決定シ各町村ニアリテハ大綱ニ即応シ自村計 画樹立ニ当リテハ地域内各町村ノ共通重要事項ニツキ地

整備計画ヲ樹立スルコト ノ増補改訂ヲナシ其ノ他各項ニツイテハ整備方針ニ基キ独自

九 県経済更生委員会ノ審議ヲ経テ知事之レヲ決定スルコト 指定ヲ受ケタル町村ニ於テ樹立又ハ増補改訂セル経済更生計 (仙石原村役場 「振興書類」(昭和十六年) 箱根町役場蔵)

輸送力強化協力に関する件要請

五

昭和十六年七月十七日

大政翼賛会神奈川県支部長(印

市町村支部長殿

輸送力の強化協力に関する件

独 ソ開戦を契機とする世界情勢の急変に際し内外の時局は真に重大

に輸送力を捧ぐべき認識を透徹せしむるは緊迫せる新段階に即応す 影響する所尠しとせず此際全国民を挙げて正しき時局観に立ち国家 中近時旅行者の激増に依り交通機関は混雑を極め為に重点輸送力に 化し国内諸体制の整備確立は一刻も忽せになし得ざる秋と相成候就

る重要なる処置と思惟仕候

組長を通じて積極的に抑制中止せしむる様至急御手配相成度候 就ては国家の輸送力を減退せしむべきが如き左記事項は部落会長隣

添候

追而部落会長隣組長宛協力要請書

(回覧板用)

同封致置候に付申

記

画

(-)旅行等の制限協力に関する事項 登山海水浴避暑等の旅行にして輸送能力に影響するものは停

止せしむること

団体視察参拝旅行等は自発的に取止めしむる様自粛を求むる

ح

(=)

(三) 学生生徒の旅行一般人の帰省旅行等も見合さしむる様協力せ

むること

(四)

勤労奉仕等も近接地を撰定し遠距離交通機関の利用を避けし

しむること

(五) 運動競技講習会等も汽車利用のものは主催者をして見合さし

むる様協力せしむること

停車場に於ける送迎の廃止方自粛を求むること 其他不急なる個人的汽車旅行を差控へしむる様誘導すること

(七) (六)

V

- ツヽアルノ実情ニ御座候就テハ之ガ振興ノ為ニ県下伝承芸術

ル事ニテ古クヨリ伝

ヘラル

ノニ御座候此意 、其ノ土地ノ芸

振起活用ハ欠ク可カラザ

味ニ於テ本支部ハ文化翼賛連盟ト相謀リ今秋ヲ

期シ E

「神奈川県郷土

ハ我国本来ノ民族文化ノ象徴サへ見出サル、

(1) むる様協力せしむること 個人的所要並に贈答等に為さるゝ輸送品を積極的に見合さし

(tl) 郵便小包暑中見舞不要なる通信も輸送力に影響あることを認

識せしむること

(「大政翼賛」(昭和十五 -十八年) 伊勢原市役所蔵)

依 頼

프

神奈川県郷土芸術振興資料調査に関する件

昭

和十六年八月一二日

大政 (翼賛会神奈川 X兼組織部長 川県支部 印

神奈川県郷土芸術振興資料ニ関スル件

各市町村支部長殿

隆ハ地方文化ノ発揚ニ俟ツモノ多ク本県トシテモ特ニ此点ヲ考慮 大政翼賛運動ハ政治経済文化ノ刷新ト興隆ヲ要請致居就中文化ノ 神奈川県文化翼賛連盟ノ結成ヲ見着々生活文化ノ建設ニ努力 餌

> 其 内ニ於ケル郷土芸術ヲ御調査ノ上左記要領ニヨリ折返シ御 資シ度ト存候就テハ御多用中恐縮乍ラ右ノ趣旨御賛同ノ上貴支部管 芸能祭」ヲ開催シ其ノ存在ト価値ヲ恰ク江湖ニ紹介シ今後ノ振興 保存致ス様相成筈ニ御座候 ノ御報告ハ取纒メ整理ノ上 「神奈川県郷土芸術資料」 トシテ印刷 報煩度

凡 例 称スル次第ニ付為念申添候

尚郷土芸術トハ俚謡能楽民謡人形芝居踊其ノ他之ニ準ズル

モ

しノヲ指

呼 神楽 بح 人形芝居 6 能 踊 称 漁民の踊ん 起 因 3 + 数 + 参加 数 人員 名 名 名 所在地名 大 厚 浦 山 木 賀 希芸 望能 有 ノ祭 有 有 有参 無加

「大政翼賛」 (昭和十五一十八年) 伊勢原市役所蔵

昭 和十六年十一月六日 죨

木灰供出強化運動

に関する実施要綱

大政翼賛会神奈川県支部

木灰 各郡 供出強化運動ニ関 市町村支部長殿 スル協力方依頼

ノ件

産ノ重要資料タル加里肥料補給ノ一助トシテ木灰ノ供出強化ノ運動 標記ノ件ニ関シ今般神奈川県農会ニ於テ別紙実施要項ニ依リ食糧増

ヲ実施スルコト、相成本支部ハ之ニ協力致ス事ニ決定候ニ付テハ貴

七 六 実施事項 地 域 県内及市町村

支部ニ於テモ同運動実施要項ニ基キ農会其他ノ関係団体ト充分連絡 ノ上本運動ノ目的達成ニ御協力相成度特ニ実施ニ当ツテハ構成員ヲ

> (-)県協議会 (県農会ニ於テ計画スルコト)

動員シ部落会町内会隣組ノ常会等ヲ通シテ格別ノ御配意相成度此段

及御依賴候也

[別紙]

木灰供出強化運動実施要項

神奈川県農会

=

協 主

力 催

大政翼賛会神奈川県支部

(=) 郡市協議会 (郡市農会ニ於テ県協議会ニ準

(三) ジテ計画スルコト) 町村常会 (市町村ノ指示ニ基キ協議計画ス

コト)

隣組常会 (町内会ノ指示ニ基キ協議計画シ

(174)

特ニ婦人部ニ徹底ヲ計ルコト)

(注意)以上各協議会等ニハ各上級機関ヨリ出

席シ指導督励スルコト

県督励

五)

(県農会ニ於テ中央督励ニ準ジテ計

画スルコト)

郡市督励 (郡市農会ニ於テ中央督励及県督

(六)

励 ニ準ジテ計画スルコト)

(17) ポスターノ作製配布

ラヂオ放送 (一般放送 政府時間 ニユー

(tt)

ス放送)

各関係団体ノ機関雑誌及新聞ト連絡

(0)

Ŧi. JЦ Ξ

期 蒐集目 後

日 標

昭和十六年十一月一日ヨリ開始

百十五万貫(来春迄)

援

神奈川県

灰配給組合 神奈川地方本部 年団

愛国婦人会神奈川県支部 神奈川県信販購組合連合会

大日本国防婦人会 神奈川県青少

神奈川県肥料協会

神奈川県塵芥

(t)

趣旨書作製配布

県支会

農業報国連盟神奈川県支部

産業組合中央会神奈川

(三)

日 其他各地方ノ実情ニ即シ適当ナル事項 日 と関係団体ヨリ各系統団体ニ通牒 日 回覧板ノ利用 国 一般新聞社ト連絡 最 優良事績ノ調査発表 ま 一般新聞社ト連絡 は 優良事績ノ調査発表

学校青少年団等ト連絡シ左記事項ヲ実施スルコト各市町村各市町村農会主唱シ市町村警防団婦人会は 其他各地方ノ実情ニ即シ適当ナル事項

八

実行方法

ルコトリテハ各地方ノ実情ニ即応シ最適当ナル方法ニ依

但シ左記ハ実行方法等ノ一例ナルヲ以テ実行ニ当

(-)

ヲ通達スルコト

各町村常会及隣組ヲ通ジ各戸ニ趣旨及実行方法

各家庭ニ趣旨及実行方法ヲ通達スルコト () 各国民学校中等学校ノ生徒及青少年団等ヲ通ジ

備付ケシメ毎日生産セラレタル木灰ヲ(煉炭灰各戸ヲシテ古バケツ火消壷甕等適当ナル容器ヲ

石炭灰豆炭灰ヲ除キ)其ノ中ニ集メ完全ニ消火

ニ貯蔵セシムルコト 四 右ニ依リ完全ニ消火シタル木灰ヲ石油箱等ノ中セシムルコト

(3) 市町村農会ハ県農会及郡市農会ト連絡シ近隣村定ノ場所ニ特出サシムルコト 定ノ場所ニ特出サシムルコト

(対 市町村農会の県農会及郡市農会ト連絡シ近隣村 農会ノ協力ヲ受ケ予メ作成シタル蒐集計画ニ基 キ毎月興亜奉公日ノ午後右ニ依リ持出サレタル 木灰ヲ蒐集シ木灰仮置揚ニ集荷スルコト 此ノ際婦人会学生生徒及青少年団員ヲシテ勤 労奉仕セシムルコト

(八) 官衙学校及会社ニ於テ生産セラレタル木灰モ前方法ヲ以テ公平ニ配給セシムルコト

(「大政翼賛」(昭和十五—十八年)伊勢原市役所蔵)

記ニ準ジ供出スルコト

仙収第二六四八号

콢

戦時下仙石原村年末年始対策要綱

大政翼賛会仙石原村支部長石村喜作

昭和十六年十二月十一日

年末年始対策要綱通知ノ件 村常会員各位殿

※部落並ニ団員一般へ之ガ徹底方特ニ御配慮相成度此段及通知候也 年末年始対策要綱ハ別紙ノ通ニ候条現下ノ重大ナル時局ノ推移ニ鑑

年末年始の対策要綱

別紙

を迎へるのである。 聖戦とゝに六年有史以来の一大難局に直面しつゝ昭和十七年の新年

の突破に当らねばならぬ。 億国民は真に時局の重大さを認識し更に決意を新にして一意難局

且つ剛健なる必勝態勢下の新年に臨ますとするものである。 従つて年末年始に際しては各自の生活に一層の緊張を加へ従来やよ もすれば起りがちなる遊楽的風潮を一掃すると共に簡素にして明朗

虚礼や無駄の徹底的排除

実施内容

忘年会新年会等の会合歳暮年始等の贈答及年賀状年頭の廻礼等は

切差控へ特に服装等は努めて簡素にすること

年末年始用品は最少限度に

年末年始用品は極力物資の節約に努め特に門松メ飾等をしつらへ

を厳重に守り苟も買溜浪費等の絶対になき様心掛けること る場合は極めて簡素を旨としまた食糧品等は配給による消費規正

物を買ふより先つ貯蓄

らに年末年始用品のみに限らず新調新規購入等は絶対に見合せ貯 賞与其の他の収入は極力貯蓄にふり向け経費を極度に切詰めて更 |百七十億貯蓄|| の新目標は是が非でも達成せねばならぬ従 つて

蓄奉公に邁進すること

四 行楽旅行は絶対に廃止

年末年始の休暇に於ての行楽旅行は勿論不急不要の旅行は絶対に 廃止し更に小包其の他の託送荷物等も極力差控へ鉄道輸送力の緩

和に協力すること

五. 隣保協同力強く和やかに

心に明朗且つ健全なる団体的娯楽行事を行ひ団欒を通じて近隣と

必勝態勢下の新年にふさはしく力強く和やかに隣組や部落会を中

の結束を強め一朝有事の際に備へること

(仙石原村役場「振興書類」(昭和十六年) 箱根町役場蔵

至 足柄上郡仙石原村常会要綱(一—四)

(-)

仙石原村常会要項

昭和十六年二月六日至午後九時

別冊神奈川県総動員第十号表紙裏ノ通リ六項目ノ実践要綱ガ決(注一) 定サレマシタ

(1)

大政翼賛実践要綱決定ノ件

伝達事項

村是朗誦 黙 宮城遙拝 一同敬礼

禱

(2)髙度国防国家ノ完成□軍民ノ食糧確保ガ重要デアリマシテ農林 本年度農業ノ重要問題

省デハ五ケ年計画デ四十七万町歩ノ水田可能地ト百十五万町歩 ノ畑可能地ヲ取敢ズ水田二十万町歩畑三十万町歩ヲ開墾スルコ

ニ決定シマシタ

(3)本年四月ノ新学期カラ国民学校制ガ実施サレマシテ全国一斉ニ 国民学校実施 ジノ件

> (4)ラレ度其ノ中ヨリ村長ニ於テ推薦ス 今回大政翼賛会本部及大日本報徳社ニ於テ講習会ヲ開催セラル ヲ以テ左記要項ニ依リ各部落ヨリ二月八日迄ニ適任者選定セ 下部組織指導者訓練講習会訓練生推薦ノ件

(12) 旅費実費□村負担

(1)

部落会ノ実践運営ニ熱意アル人物ニシテ少壮身体強健ナ

Ŧ

スカラ必ズ終了シナケレバナリマセン

其内容ハ初等科六ケ年高等科二ケ年ニ分レテ何レモ義務教育デ

科	等i	高	科	等		初	
芸 体	理実	国	芸	体	理	玉	教
能 錬	数業	民	能	錬	数	民	
科科	科科	科	科	科	科	科	科
소 소	以農業	前金	音楽	武道	算数	修身	
	-初等科ニ仝ジ 不 工業 商業	断	習字	体操	理科	国語	科
	全 商業		図画			国史	
	水産ノ		工 作			地理	
	中一		裁縫				
	科 目		女				
							目

刷新改善サレマス 看板ガ国民学校ト換ヘラレマシテ制度ヤ教育ノ内容ガ根本的ニ

- (1) 講習期間 講習期間 十五日間(大日本報徳社主催掛川町 一週間(大政翼賛会本部主催水戸市
- ラジオ聴取ノ件

報告事項 ラジオ無届聴取者ナキ様部落民ニ注意スルコト

松岡外相並陸海相議会答辞ノ要点

(1)

国際情勢ニ就テ

(1)部落会相互視察ニ関スル件

協議懇談事項

各部落ニ於テ相互ニ視察シ其長所ヲ採リ短所ヲ補フハ各部落会

ノ発展上堅要ナルヲ以テ其実現ヲ望ム

(2)

優良部落会選定ノ件

(3)各部落会長ニ於テ優良部落ヲ別紙用紙ヲ以テ選挙セラレタシ〔注ニ〕 国民健康保険組合設立ノ件

所要ノ記入捺印ノ上来ル二月二十日迄ニ必ズ提出セラレタシ 別紙通知書ノ通リ国民健康保険組合ヲ設立セルニ依リ同意書ニ

(4)別紙ニ記入国庫債券報国債券貯蓄債券所有高報告セラレタシ 国債所有者報告ノ件

(5)

一宮翁夜話精神ノ研究ニ就テ

ノ普及ヲ図リ日常生活ニ実践セシムルコト

(6)其他必要事項

閉会ノ辞 三五 この六項目は次の通りである。

すら惟神の大道を顕揚す る国体を信仰し歴代詔勅を奉体し職分奉公の誠をいたしひた 臣道の実に挺身す 即ち無上絶上絶対普遍的真理の顕現た

二 大東亜共栄圏の建設に協力す 備しその興隆を図るとともに進んで世界新秩序の確立に努む 即ち大東亜の共栄体制を完

神に帰一し強力なる総合的翼賛政治体制の確立に努む 高度に発揮し翼賛精神に基く総合的計画経済を確立し以て生 翼賛政治体制の建設に協力す 即ち経済文化生治を翼賛精 翼賛経済体制の建設に協力す 即ち創意と能力と科学を最

五 文化新体制の建設に協力す 明朗にして科学性ある新日本文化を育成し内は民族精神を振 起し外は大東亜文化の昻揚に努む 即ち国体精神に基き雄渾高雅

産の飛躍的増強を図り大東亜における自給自足経済の完成に

〔注二〕以下別紙省略

推進する理想と気魄を養ひ忠孝一本国民悉く一家族の成員と

生活新体制の建設に協力す 即ち翼賛理念に基き新時代を

して国家理想に結集すべき科学性ある生活体制の樹立に努む

(二)

226

毎月村常会ニ於テ二宮翁夜話ノ研究ヲナシ部落民ニ対シ其□□

仙石原村常会要綱 昭和十六年三月六日午後七時

儀礼 一同着席 宮

伝達事項

一同着席 宮城遙拝 黙禱 村是朗読

(一) 人口政策ノ確立

展スルト言フ世界ノ情勢デアルカラ我国ノ毎年生レル二百十万人口ノ減ツテ行ク国ハ必ズ滅亡シ人口ノ増シテ行ク国ハ漸次発

人死亡(日露戦死ノ二倍)スル結核患者(死亡者ノ約十倍百四余ノ産児ヲ(一ケ年ニ一割死亡)完全ニ保育シ又年々十四五万

和三十五年迄ニ内地人口一億ヲ確保シヨウト言フノガ人口国策五十万人)ノ撲滅ニ努メル為メ平素ヨリ心身ノ鍛錬ヲ怠ラズ昭

ノ目標デアル

(=)

国防保安法ニ就テ

国家ノ機密ガ外国ニ筒抜ケデアレバ戦争ハ必ラス負ケデスソコ

デ今議会デ国防保安法ト言フノガ出来テ御前会議枢密院会議閣

ハ他へ洩ラスト死刑カ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ処セラレル議又ハ五相会議トカ議会ノ秘密会等ニ附議サレタ内容ヲ外国又

三 臨時農地等管理令ニ就テ

施スルコトニナツテ居マス農地ノ潰レテ行クノヲ防グ為メ今後政府デハ臨時農地管理令ヲ本年二月一日公布セラレ今日ヨリ実

マス又空閑地ノ利用ニ就テ法的根拠ヲ与ヘテアリマス即チ地方渡スル場合ニハ原則トシテ地方長官ノ許可ヲ受ケルコトニナリ五十坪以上ノ農耕地耕作以外ノ目的ニ使用スル為メ他ニ売買譲

セ自分デ耕スコトガ出来ナケレバ外ノ者ニ耕作サセル様命令ス長官ハ空地ノ所有者ニ市町村ノ農地委員会ヲシテ耕作ヲ勧告サ

四 臨時農地価格統制令ニ就テ

ラヌ物ヲ作ルコトヲ制限サレ時ニハ禁止サレルコトニナリマス

ルコトガ出来マス其ノ外贅沢ナ果物トカ値段ガ高クテ実用ニナ

之ノ法モ二月一日カラ実施サレルコトニナリマシテ今後全国(――)

農地ハ地租法ニヨツテ土地台帳ニ登録サレテイル賃貸価ニ一定

率ハ去ル一月三十日農林省ヨリ全国府県郡市別ニ告示サレマシノ率ヲ掛ケタ価格ヲ超ヘテ取引スルコトガ出来ナイノデス其ノ

Þ

(五) 青年学校振興運動ノ件

メー人ノ不就学者モナイ様切望シマスリデ有リマスカラ各部落会ニ於テ克ク義務制ノ主意ヲ徹底セシ本年四月一日ヨリ就学ノ義務ヲ有スル青年学校生徒ハ別表ノ通

大日本青少年団ノ新発足ニ就テ

(六)

去ル一月十六日文部大臣ガ団長トナツテ府県ノ団長ハ地方長官

トシテ町村青少年団ヲ置キ其ノ区別ハ左ノ通リトス

普通団員 オ乃至二十才ノ男子青年 青年学校生徒及十四

幹部団員 テ加入スル二十一才乃至二十五 幹部又ハ指導者トシ

青年団

オノ男子青年

青年団長

青年学校長

青年学校生徒及十四才乃至

二十五才ノ未婚ノ女子青年 女子青年団

少年団長 小学校長 尋常小学校第三学年以上ノ小学児童団長 ノ外ニ顧問審議員参与専門委員ヲ置キマス

(t) 町村会議員等任期延長ニ関スル法律施行ノ件

情況ニ鑑ミ国民間ニ不要ノ摩擦競争ヲ起スヲ避クル主旨ノ下ニ 昭和十六年法律第四号及第五号公布ニ相成現下内外ノ緊迫セ

ケ年間選挙ヲ執行セザルコトニシタル者ニツキ了承セラレタ

協議懇談事項

(--) 各部落ニ就テ開墾若シクハ空閑地ヲ利用シ馬鈴薯ヲ増産スルコ 馬鈴薯増産ニ就テ (種子用二千五百貫

> (=) 家計簿記帳者ニ新帳簿交付ノ件

家計簿ヲ記帳シタ者ニハ新帳簿ヲ村ヨリ交付イタシマス

(三) 新入学児童ノ学用品購入ニ就テ

四月一日カラ新入学ノ生徒ガ有リマスガ学用品ノ購入ニツキ シテ新入学トカ或ハ進級セラレタ生徒ノ学用品ハ無理シテモ新

調シテヤリタイノガ親心デアリマシヤウガ時局柄可成新調ヲ見

合セテ兄姉ノ古カ或ハ親戚近所ノ下リ者ヲ以テ学童ノ誇リトス ル様ニ家庭モ学校モ高唱シテ頂キタイノデス

(四) 部落常会ノ運営ニ就テ

開会定刻ニ至ラバ必ズ儀礼伝達報告事項ヲ進行シ而シテ協議懇 談事項ニ入ル前ニ貯金其ノ他ノ納金等取扱フ方法トシタ意見如

何ニヤ

(五) 優良町村ノ視察ニ就テ

アルトキハ会長ノ推薦ニ依リ其部落ノ熱心ナル者ヲ代理者トシ 部落会長優良町村ノ視察ヲ本月中ニ実施セントス部落会長故障

Ξ 申合セ事項

テ認ムルコト

四 二宮翁夜話ノ研究

常会ハ物心両方面ノ開拓ガ最モ必要デ其ノ精神方面ノ部門ヲコノ

夜話ノ研究ニ依ツテ更生シテ行キタイト言フノデスカラ大変重要

Ŧi. 常会歌合唱

ナ事デス

六 閉会ノ儀礼

〔注〕別表省略

(三)

仙石原村常会要綱 昭和十六年四月七日至午後九時三十分

一同着席 開会辞 宮城遙拝 黙禱 村是朗誦

儀礼

伝達事項

(1) 食糧ノ増産節米ニ関シテ数々伝達協議シテ居リマスガ尚 戦時食糧増産並ニ節米運動実施ニ就テ

落民ニ徹底セシメ戦時食糧 ノ確保ニ努メタイト思ヒマス

(神奈川県総動員第十二号十六項

(2)講会取締ニ就テ

ラレテ三月一日カラ施行サレマスカラ従来ヨリ講会ヲ設立シテ 昭和十六年二月二十日神奈川県令第十一号講会取締規則ヲ定メ

 \exists 居ル者又ハ之レヨリ講会ヲ設立セントスルモノハ本令施行ノ日 リ六十日以内ニ届出デルコトニナツテ居ル (先般回覧板デ通

知セリ)カラ必ラズ届出ヲ忘レヌコト

但シ届出用紙ハ便宜役場デ印刷シテアルカラ申出者へハ交付ス

ル

協議懇談事項

(1)肥料配給ニ関スル 件

昭和十六年一月ヨリ七月迄ノ肥料ヲ別紙ノ通リ配給シタイト思[注]

ヒマス

(2)水稲増産ニハ病害ノ予防ガ最モ必要デスカラ種籾ノ消毒ヲ励行 水稲種子消毒ニ関スル件

(3)木灰ノ蒐集ニ就テ

シテモライタイ尚方法ヤ薬ハ近ク各実行組合別ニ指導致シマ

一層部

ラヌヤウ保存シテ金肥ノ補足トシテモラヒタイ 各家庭ノ主婦ハ毎朝木灰ヲ採ツテ火災ノ危険ナキ様又雨ニカ

(4)貸家貸間調査ノ件

貸家貸間ヲナサントスルモノニ就キ予メ調査シ今夏避暑客ニ備 見ルハ観光地トシテ喜ブベキ現象ナリトス此際相互便宜ノタメ 季節ヲ前ニ避暑滞在ノタメ貸家貸間ヲ求メ役場ニ問合スモノ漸 ク多シ之ニ伴ヒ村民中ニハ貸家ヲ備へ貸間ヲ営ムモ 本村ハ奥箱根ノ健康保養地トシテ避暑来遊者逐年賑フ盛況ヲ見 ノ亦多クヲ

出来得ル限リ仲介斡旋ノ労ヲ試ミントス

依テ部落内ニ就キ別紙用紙ニ依リ之ガ調査ヲ煩シ本月末日迄ニ

(5)当役場ニ御提出相成タシ 部落常会長視察報告

中郡高部屋村 別紙視察報告書 杉山部落

子供角力ヲ箱根山四校児童ニテ競技会ヲ施行シタキ希望ナルモ 金時祭ニ就テ

(6)

(7)二宮翁夜話ノ研究 申合セ事項

如何

講演

常会歌合唱

閉会ノ辞 儀礼

注

村常会要綱 別紙省略。 (pu)

昭和十六年十二月一日至午後九時

開会ノ辞

(1)

伝達事項 国民儀礼

(宮城遙拝

祈念

村是朗誦

常会ノ誓)

一億前進の誓ひ樹立に就て

に手を携へて万遺憾なき前進を力強く踏み出すことを要望する すると共に更に前途の多難に対し従来に倍して一家と隣保が互 て今次事変発生以来国を挙げて努力せられた生活戦の跡を反省 民の決意を一層強化する為め「一億前進の誓ひを」道標に掲げ 十二月一日の興亜奉公日は差し迫つた時局の重大性に鑑み全国

次第です

別紙大政翼賛臨時増刊号を熟読してください〔注〕

実践事項

億前進の誓ひの実行

(1)

貯蓄の強化

すから目標額を極力達成する様にしてください で本村に於ても別表の通り各組合へ割当を増加した次第で より明年三月迄に八十億の貯蓄をどうでもせねばならぬの 国貯蓄目標を百七十億に増加した為め本年度に於て十二月 貯蓄の強化運動に関しては本年第七十七臨時議会に於て全

(2)金属類回収に就て

(2)

正月用糯米ノ配給ニ関スル件

し期限迄に回収機関に譲渡の 申込 書 二通を提出する事られたる譲渡申込用紙に供出物件其の他所要事項を記入 民間金属類特別回収(指定施設)は町村長より配付せ

回 一般家庭の金属類特別回収は十二月十日迄に各部落会(仙石原村役場へ十二月五日迄に提出し取纒め送付す)

金属類特別回収御奨委員委嘱書伝達大 政 翼 賛 会 推進 員委嘱書伝達長 政 翼 賛 会 推進 員委嘱書伝達

(1) 翼賛壮年団員内申ノ件

協議懇談申合事項

選ビ別紙用紙ニ所要ノ記入ヲナシ部落会長及在郷軍人会長ヨリ四十五才迄ノ男子ニシテ大政翼賛ノ実践者トシテ適当ナル者ヲ四十五才覧が明子ニシテ大政国が選費出年団ヲ結成スルニ当リ其年令ハ満二十一才ヨリ

シテ適当ナル人物多数アルトキハ半数以上トナルモ差支ヘナシ人員ハ其ノ部落ニ現在スル人員ノ約半数以内トシ特ニ実践者ト

内申スルコ

リ配給量ハーキログラム(七合五勺)ノ範囲内ニ於テ行ハルベ部政府所有米ノ払下ヲ得テ賄フ建前ト相成正月用糯米ノ一人当本年度米穀国家管理制度ノ強化ニ伴ヒ消費者ニ対スル配給ハ全

別紙報告用紙ニ各戸ノ世帯員数報告相成度ク内示有之候ニ付部落内世帯員名簿ヲ整理ノ上来ル十五日迄ニ

但シ自家用保有米ヲ取持スル者ニシテ糯米ヲ所持スル者ハ除

外スルコト

(3)

去ル十一月ヨリ実施セラレタル一般家庭用酒類配給ニ関シテハー 一般家庭用酒類配給ニ関スル件

通スルガ如キ事アル場合い直チニ配給ヲ停止スベクニ付部落員符ハ記名者限リ有効ナルハ勿論他人ニ貸与又ハ業務者方面ニ融切符制ノ実施ニ依リ円滑ニ行ハレツヽアルト察セラルヽモ右切ヨノー・チェリッカ

ニ対シ指示相成度

二石八斗ノ供出割当有タルニ依リ追而本村農会ヨリ発スル供出実収高(十一月一日現在調)ハ三十五石ナリ依而上記ノ内ヨリ本村ニ於ケル今年糯米作付反別三町一反四畝十六歩ニシテ之ガ(4) 正月用糯米供出ニ関スル件

命令ニ依リ糯米作者ニ対シ供出セラル様示達相成度

国民学校肥料汲取ニ関スル件

但シ実収高一斗ニ対シ約八合ノ割

(5)

出デ汲取方法ノ決定ヲ受ケラレタシ国民学校ノ肥料汲取希望者ハ十二月十日迄ニ仙石原村役場へ申

研究体験発表

(6)年ハ警防団員ガ名簿順 夜警施行ニ関スル件

ニ堪へザル事情ニアリ依テ之ガ処置如何ナルモノナルヤ ニヨリ勤務セシモ種 ノ関係ニョ

K

IJ 勤

山崎教化部長兼青年部長

閉会ノ辞 鈴木経済部長

敬礼

(仙石原村役場「村常会関係書類」(昭和十六—十八年)箱根町役場蔵) 注〕別紙、 別表省略

촟 大政翼賛会推進の報道網確立に関する件

通牒

昭和十七年一月七日 大政翼賛会神奈川県支部長

市町村支部長殿 大政翼賛会

推進員ニヨル組織的報道網確立ニ関スル件

今回 テ各地方ニ展開セラレツ、アル翼賛運動ノ模範的事例ヲ交換シ運動 [本部ヨリ左記要綱ニヨリ推進員ニヨル組織的報道網ヲ確立シ以

> 成度尚左記ニ依リ活動セシメラレ度此段及通牒候也 中ヨリ適当ナル者一名報道責任推進員トシテ折返シ県支部宛推薦 進セシメ度トノ通牒有之候ニ就テハ右趣旨御諒承ノ上貴支部推進員

記

業学歴住所ヲ県支部宛報告スルコト 貴支部推進員中一名ヲ報道責任者トシテ推薦セシメ氏名年齢職

他ノ団体並個人ノ模範的活動事例ヲ翌月五日迄ニ直接本部地方部 報道責任者ハ毎月ノ推進員ノ活動状況其他支部町内会部落会其

及県支部宛報告スルコ

Ξ 本部ニ於テハ右報告中適当ナル モノヲ本部会報ニ掲載シ又ハ随

時事例集トシテ印刷配布ス

JU

報告用紙封筒郵券ハ県支部ニテ負担

責任者決定報告次第送付ス

(一大政翼賛」(昭和十五—十八年)伊勢原市役所蔵)

翼賛壮年団員の立候補等取扱方針決定に

吾

関する件通牒

昭和十七年三月二十六日

名誉団長 近藤壌太郎神奈川県翼賛壮年団

232

、具体的方途ノ参考ニ資スルト共ニ併セテ推進員ノ積極的活動ヲ促

1

翼賛壮年団市町村名誉団長殿

壮年団実施要領」ヲ定メ詳細指示シタル所ナルガ飽クマデ右要領ニ 今次行ハル、衆議院議員総選挙ニ際シテハ曩ニ「翼賛選挙貫徹運動 上ヨリ今回団ノ役職員及団員ノ立候補並選挙運動ニ関シ統制ヲ加フ 従ヒ翼賛議会確立ノ実ヲ挙グル為又大日本翼賛壮年団トシテノ統制 役職員及団員ノ立候補等ニ対スル取扱方針決定ニ関スル件

十分御諒承ノ上同方針ヲ関係方面ニモ周知徹底セシメ之カ運用ニ関 シ万遺憾ナキヲ期セラレ度及通牒候

ル

コト、シ本部ニ於テ左記ノ如キ方針ヲ定メタルニ付上述ノ趣旨ヲ

記

(-)

立候補

大日本翼費壮年団役職員及団員ニ対スル立候補等ノ取扱方針

各級団役員(名誉団長 顧問 参与ヲ除ク)

各級団本部職員

寸

員

(1) 立候補ニ付予メ大日本翼賛壮年団長ノ承認ヲ受ケシムルコ

(申請書ハ 「ルコト当該道府県団長ハ別紙様式ニ依ル調書ヲ附シテ[注] 別紙様式ニ依リ当該道府県団長ヲ経由シテ提出

之ヲ進達スルコト)

(D) 承認ヲ受ケザルモ尚立候補セントスル者ハ辞職又ハ退団 今次総選挙ノ目的ニ照シ厳選主義ヲ採ルコト

上之ヲ為スコト

(1)

(二)

ル者ハ份ノ承認ヲ要セズ顧問参与ニ準ジ当該道府県団長ヨリ 推薦母体ニヨリ推薦セラレタルニヨリ立候補スルニ至リタ

 \equiv 顧問

報告スルコト

附シ大日本翼賛壮年団長ニ報告スルコト 立候補シタルトキハ当該道府県団長ヨリ前項ニ準ジタル調書

<u>(=)</u> 選挙運動

(イ) 各級団役員(名誉団長顧問参与ヲ除ク) 及各級団本部長

選挙委員トナルハ之ヲ遠慮スルコト但シ常務ヲ司ラザル理事 団統率及団務主宰ノ立場上他ノ候補者ノ為選挙事務長又ハ

ラザルコト (総務)ニ付テハ所属団長ノ承認ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在 但団関係者ガ立候補シタル場合ニ限リ当該道府県団長ニ於

選挙事務長又ハ選挙委員トナルコトヲ得

テ特ニ支障ナシト認メ承認ヲ為シタルトキハ其ノ者ノ為